

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】 3

### ◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 10
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 12
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 15
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 16
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 17

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 原動機付自転車の標識について、図柄付の標識を導入することにしました。
- 2 北九州市市税条例の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割に係る規定を整備することにしました。

この規則は、1については平成30年1月1日から、2については平成31年10月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第48号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

別表中

「市税減免申請書	第8号様式（その1）	
市税減免申請書（固定資産税分） 都市計画税分）	第8号様式（その2）	を
「市税減免申請（申告）書	第8号様式（その1）	」
市税減免申請（申告）書（固定資産税 都市計画税分）	第8号様式（その2）	に、
「軽自動車税納税証明書（継続検査用）	第13号様式（その1）	
軽自動車税納税証明書（継続検査用） （口座振替分）	第13号様式（その2）	を
「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）	第13号様式（その1）	」
軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用） （口座振替分）	第13号様式（その2）	に、
「軽自動車税納税通知書兼領収証書	第24号様式（その1）	
軽自動車税納税通知書兼領収証書（口座振替分）	第24号様式（その2）	を
軽自動車税納税通知書	第24号様式の2	
軽自動車税税額変更通知書	第25号様式	」
「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書	第24号様式（その1）	
軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書 （口座振替分）	第24号様式（その2）	に、
軽自動車税（種別割）納税通知書	第24号様式の2	

軽自動車税（種別割）税額変更通知書	第25号様式	」
「原動機付自転車標識ひな型	第29号様式（その1）	
原動機付自転車標識ひな型（商品分）	第29号様式（その2）	」を
「原動機付自転車標識ひな型	第29号様式（その1）又は	
	第29号様式（その2）	」に
原動機付自転車標識ひな型（商品分）	第29号様式（その3）	」

改める。

第8号様式（その1）中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第13号様式（その1）中「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」に改める。

第13号様式（その2）中「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」に、「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

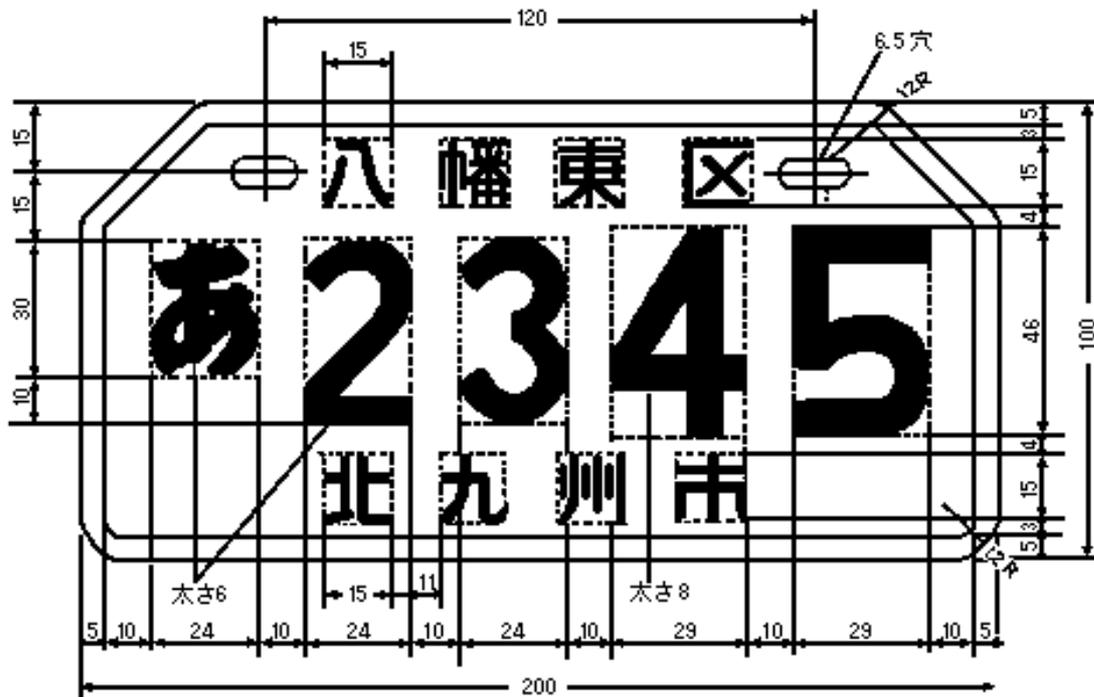
第24号様式（その1）中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改め、同様式別紙1中「第442条の2」を「第443条」に、「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第24号様式（その2）及び第24号様式の2中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に、「第442条の2」を「第443条」に改める。

第25号様式中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第29号様式（その1）中

「



を

」

「



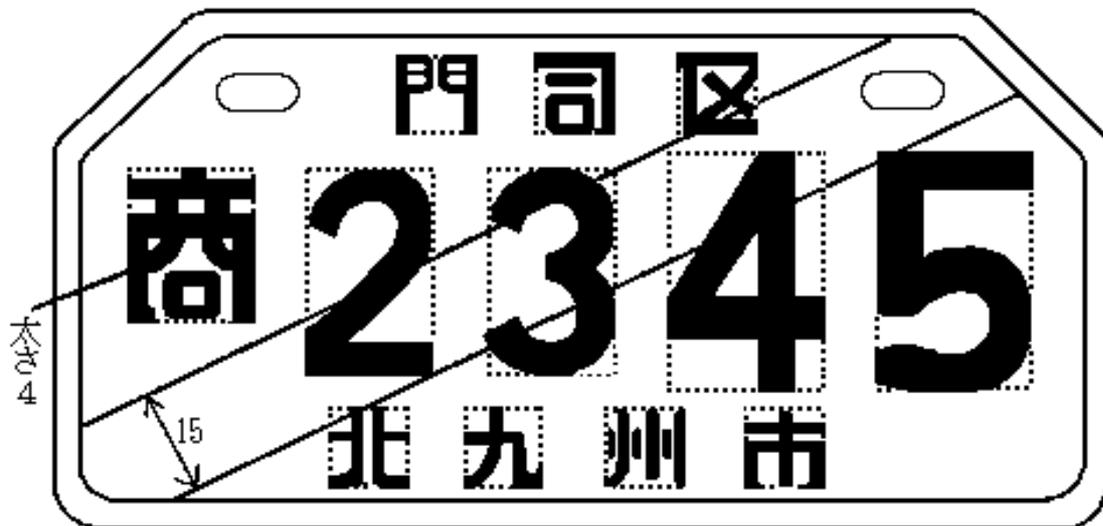
に

」

改め、同様式の備考第1項中「上段は区名を、中段は」を「市の名称、」に改める。

第29号様式（その2）中

「



を

「



に

」

改め、同様式の備考第2項中「上段は区名を、中段は」を「市の名称、」に改め、同様式を第29号様式（その3）とし、第29号様式（その1）の次に次の1様式を加える。

第 29 号様式（その 2）

原動機付自転車標識ひな型



備考

- 1 条例第 66 条第 1 号アに定める原動機付自転車（条例第 65 条第 2 号に掲げる原動機付自転車を除く。）の標識は、図示の例により、市の名称、ひらがな文字（「お」、「し」、「へ」、「ゐ」、「ゑ」及び「ん」を除く。）及び 4 桁の数字をもって表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径 8 ミリメートルの点で表示する。
- 2 数字はアラビア数字、字体はかい書体とする。
- 3 標識の生地（図柄の部分を除く。）の塗色は白色とする。
- 4 文字及び数字は凸字とし、塗色は濃紺色とする。
- 5 地質は、金属製とする。
- 6 長さの単位は、ミリメートルとする。
- 7 標識の図柄の塗色は、財政局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定（

「市税減免申請書	第8号様式（その1）	
市税減免申請書（固定資産税分）	第8号様式（その2）	を
都市計画税分）		」
「市税減免申請（申告）書	第8号様式（その1）	
市税減免申請（申告）書（固定資	第8号様式（その2）	に
産税分）		」
都市計		」
画税分）		」

改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第8条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第2項の改正規定、別表の改正規定（

「市税減免申請書	第8号様式（その1）	
市税減免申請書（固定資産税分）	第8号様式（その2）	を
都市計画税分）		」
「市税減免申請（申告）書	第8号様式（その1）	
市税減免申請（申告）書（固定資	第8号様式（その2）	に
産税分）		」
都市計		」
画税分）		」

改める部分及び

「原動機付自転車標識ひな型	第29号様式（その1）	
原動機付自転車標識ひな型（商品分	第29号様式（その2）	を
）		」
「原動機付自転車標識ひな型	第29号様式（その1）又は	
	第29号様式（その2）	に
原動機付自転車標識ひな型（商品分	第29号様式（その3）	」
）		」

改める部分を除く。）、第8号様式（その1）の改正規定、第13号様式（その1）の改正規定、第13号様式（その2）の改正規定、第24号様

式（その１）の改正規定及び同様式別紙１の改正規定、第２４号様式（その２）及び第２４号様式の２の改正規定並びに第２５号様式の改正規定並びに付則第３項及び付則第４項の規定 平成３１年１０月１日  
（原動機付自転車標識に関する経過措置）

- ２ この規則の施行の際現に交付を受けている改正前の第２９号様式（その１）又は第２９号様式（その２）の規定による標識は、北九州市市税条例（昭和３８年北九州市条例第８５号）第７３条の規定により返納し、再交付を受け、又は更新を受けるまでの間は、改正後の第２９号様式（その１）又は第２９号様式（その２）の規定による標識とみなす。

（軽自動車税の種別割に関する経過措置）

- ３ 改正後の第８号様式（その１）、第１３号様式（その１）、第１３号様式（その２）、第２４号様式（その１）から第２５号様式までの規定は、平成３２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- ４ 付則第１項第２号に掲げる規定の施行の際現に存する第８号様式（その１）、第１３号様式（その１）、第１３号様式（その２）、第２４号様式（その１）から第２５号様式までの規定による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアアシストかがやき 北九州市小倉南区葛原高松二丁目9番13号	有限会社介護福祉かがやき 北九州市小倉南区葛原高松二丁目9番13号 代表取締役 松田義治	身体障害者、知的障害者、障害児	4017700461

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアアシストかがやき 北九州市小倉南区葛原高松二丁目9番13号	有限会社介護福祉かがやき 北九州市小倉南区葛原高松二丁目9番13号 代表取締役 松田義治	身体障害者	4017700461

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ふくろう パル 穴生 北九州市八幡西区穴生四丁目1番1	株式会社福老 北九州市小倉北区篠崎一丁目10番30号 代表取締役 梶原 豊	身体障害者（肢体不自由、内部障害	4016701171

7号		)、知的 障害者、 精神障害 者、難病 等対象者	
----	--	--------------------------------------	--

(4) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
グループホーム第 2ひまわり荘 北九州市小倉南区 守恒本町二丁目1 6番24号	医療法人小倉蒲生病院 北九州市小倉南区蒲生五 丁目5番1号 理事長 西島英利	精神障害 者	4027700022

2 事業廃止年月日

平成29年8月31日

北九州市告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
合同会社 ヘルパーステーション Rainbow 北九州市八幡西区陣原四丁目19番8号スカール陣原II107	合同会社 Rainbow 北九州市門司区青葉台14番7号 代表社員 吉田靖弘	特定無し	4016701353

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
合同会社 ヘルパーステーション Rainbow 北九州市八幡西区陣原四丁目19番8号スカール陣原II107	合同会社 Rainbow 北九州市門司区青葉台14番7号 代表社員 吉田靖弘	特定無し	4016701353

(3) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
医療法人清陵会 グループホーム 北九州市小倉北区 今町三丁目15番 19-1号	医療法人清陵会 北九州市小倉北区今町三 丁目13番1号 理事長 小原尚之	精神障害 者	4027800103

(4) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター いわさき 北九州市小倉北区 三萩野二丁目3番 23号	有限会社いわさき 北九州市小倉北区篠崎二 丁目20番17号 取締役 岩崎英俊	特定無し	4037800218

(5) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
放課後等デイサー ビス のんびり学 園 北九州市若松区用 勺町1番31号	NPO法人藤倉会 北九州市戸畑区菅原三丁 目2番5-302号 理事長 藤倉利直	重症心身 障害児以 外	4056501598
のぞみ 北九州市小倉南区 湯川一丁目8番9 号	株式会社日本総合希画 北九州市小倉北区三萩野 三丁目1番地1 代表取締役 和嶋亮介	重症心身 障害児以 外	4057703664

(6) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター いわさき 北九州市小倉北区 三萩野二丁目3番 23号	有限会社いわさき 北九州市小倉北区篠崎二 丁目20番17号 取締役 岩崎英俊	特定無し	4077801860

2 指定年月日  
平成29年9月1日

北九州市告示第 392 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
アップルハート訪問 看護ステーション八幡	旧	北九州市八幡東区山王一丁目 9 番 7 号	平成 29 年 9 月 1 日
	新	北九州市八幡東区山王一丁目 1 1 番 1 号	

北九州市告示第 393 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
サンキュー薬局清滝店	北九州市門司区清滝四丁目 2 番 14 号	移転に伴う閉局	平成 29 年 9 月 30 日

北九州市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
タカサキ薬局本城店	北九州市八幡西区本城東一丁目10番14号	平成29年10月1日
そよかぜ薬局	北九州市八幡西区下上津役一丁目5番5号	平成29年10月1日
サンキュー薬局棧橋通り調剤センター	北九州市門司区本町3番11号	平成29年10月1日

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションタック幸神	北九州市八幡西区幸神二丁目3番16号	平成29年10月1日

3 訪問看護ステーション等（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
産業医科大学若松病院訪問看護ステーション	北九州市若松区浜町一丁目17番1号	平成29年10月1日